

「150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討」の請負

入札説明書

(総合評価落札方式)

令和7年4月18日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長 中澤 忠輝

目 次

◎ 入札及び契約に関する事項

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 競争参加資格を有していない者の手続き
5. 問い合わせ先
6. 入札者に求められる義務等
7. 入札書の記載方法及び提出等
8. 秩序の維持
9. 開札
10. 落札者の決定
11. 契約書の作成
12. その他

- ・別記様式第1号 入札書
- ・別記様式第2号 委任状
- ・別記様式第3号 理由書
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書
- ・別添3 提案書作成要領
- ・別添4 総合評価基準書

◎ 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

四国総合通信局長 中澤 忠輝

2 調達内容

(1) 件名及び数量

「150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討」の請負

(2) 特質等

別添仕様書のとおり。

(3) 契約期間及び契約場所

ア 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

イ 契約場所

別添仕様書のとおり。

(4) 提出書類等の受付期間

令和7年4月18日（金）9時00分から令和7年5月16日（金）17時00分まで

「政府電子調達システム」により入札する場合も同様とする。

(5) 入札・開札の場所及び日時

ア 場 所

愛媛県松山市味酒町2丁目14-4

四国総合通信局 面談室1（1階）

イ 日 時

・政府電子調達システムによる入札

令和7年5月19日（月）8時30分から令和7年5月26日（月）14時00分まで

・紙による入札

令和7年5月26日（月）14時00分

・開札

令和7年5月26日（月）14時05分

「政府電子調達システム」により入札する場合は、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(3) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、営業品目「調査・研究」のA、B、C又はD等級に格付けされ、なお且つ四国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 下記6の入札者に求められる義務等を履行したもの

(注) 上記(1)から(5)の各要件に係る当該調達に係る競争参加資格の有無についての判断基準日は、開札日時点とする。

4 競争参加資格を有していない者の手続き

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、未成年者、被保左人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内で定められた期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

(オ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は

契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

(2) 競争参加資格申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書を入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。

5 問い合わせ先等

(1) 入札及び契約手続に関する事項

四国総合通信局 総務部総務課財務室 資材係

電話：089-936-5026（閉庁日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:15）

Email：shikoku-shizai@ml.soumu.go.jp

(2) 仕様書の内容に関する事項

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

電話：089-936-5061（閉庁日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:15）

E-mail：shikoku-seisaku@soumu.go.jp

6 入札者に求められる義務等

本案件は、政府電子調達システム対象案件である。なお、政府電子調達システムによりがたい者は、紙による入札をすることができる。

入札に参加を希望する者は、次に示す書類等を上記2（4）に示す期間に上記5（1）に示す場所に提出しなければならない。

（期限厳守のこと。郵送する場合は、期限までに必着のこと。）

(1) 競争参加資格審査結果通知書の写し（1部）

(2) 下見積書等（1部）

代表者の記名を行うこと。また、内訳を記載し、数量、単価等を明記し、見積もった金額（税込）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 提案書（提案書作成要領に基づき作成したもの 2部）

(4) 理由書（1部）

（※「政府電子調達システム」を利用して入札を行うことができない場合のみ）

(5) 委任状（1部）

（下記7（4）「代理人による入札」に該当する場合のみ）

提出された書類を審査の結果、請け負わせることができると判断した場合に限り入札の対象者とする。

なお、提出した資料等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。

7 入札書の記載方法及び提出等

(1) 「政府電子調達システム」による入札の場合

「政府電子調達システム」に定める手続きに従うこと。

(2) 紙による入札の場合の入札書の記載方法

ア 入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

イ 入札書は別記様式第1号（入札書）によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

(7) 入札金額

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

② 入札金額は総価を入札金額とする。

③ 入札金額は下見積書の金額を超えないこと。

(イ) 件名

上記2（1）に示した件名とする。

(ウ) 年月日

入札書を作成した年月日とする。

エ 入札者の氏名等

(ア) 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とする。

(イ) 外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

オ 業者コード

一般競争参加資格の10桁の業者コードを必ず記入すること。

(3) 入札書の提出方法

入札者は原則「政府電子調達システム」により入札書を提出しなければならない。

ア 「政府電子調達システム」による入札の場合は、「政府電子調達システム」で定める手続に従い、上記2（5）のアに示す期間に入札書を提出しなければならない。

イ 紙による入札の場合は、入札書を封筒（長形3号）に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「5月26日14時05分開札「入札件名」の入札書在中」と記載しなければならない。

ウ 入札者は、入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が従来の紙により入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の記名をしておくとともに、入札書の提出日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 代理人が「政府電子調達システム」により入札する場合は、入札書の提出日時までに「政府電子調達システム」で定める委任状の手続を終了していなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(5) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書。

イ 入札書提出期限までに指示する場所に提出されない入札書（ただし、遅れた理由が支出負担担当官にある場合を除く）

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書。

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の記名のない入札書。

オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書。

カ 同一の者により提出された2通以上の入札書。

- キ 入札書が郵便で差し出された場合において、上記 7 (2) ウに定める記載及び 6 に定める書類の添付のない入札書
 - ク 記載事項が不備な入札書。
 - (ア) 入札金額が不明確な入札書。
 - (イ) 金額を訂正した入札書。
 - (ウ) 品名・数量が仕様書等で示したものと異なる入札書。
 - (エ) 調達する物品の品名及び合価の記載のない入札書。
 - (オ) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書。
 - (カ) 記名のない入札書。
 - (キ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書。
 - ケ 明らかに連合によると認められる入札書。
 - コ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの当該入札書。
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (6) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
- ア 落札者決定後、速やかに内訳書を提出すること。
 - イ 内訳書の様式は適宜とし、記載内容は数量、単価及び金額等を明らかにすること。
 - ウ 内訳金額が合計金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

8 秩序の維持

(1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

- ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
 - エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。
- (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行官が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

9 開札

(1) 「政府電子調達システム」により入札する場合

- ア 入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

イ 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、「政府電子調達システム」の再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うこと。

ウ 開札時刻に連絡が取れるよう、事前（入札前日の15時まで）に連絡先を四国総合通信局財務室資材係に知らせておくこと。

(2) 紙による入札の場合

ア 開札は入札者又はその代理人を1名のみ立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、「政府電子調達システム」の再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

(3) 再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取り止めることがある。この場合、異議の申立てはできない。

(4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

(5) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、契約担当官等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

(7) 「政府電子調達システム」に停電、システム障害等止むを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札の延期を行うことがある。

10 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第84条に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 上記アのただし書きによる調査の結果、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

（会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋）

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。

ウ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は、代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭及び「政府電子調達システム」の開札結果通知書で通知する。

(2) 落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。

ただし、契約担当官等が正当な理由があると認めたときはこの限りではない。

ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ 上記7(6)の規定により入札書の補正をしないとき。

ウ 上記「3 競争参加資格」及び「6 入札者に求められる義務等」について虚偽の申告、記載等があることが判明したとき。

(3) その他

上記(2)ウに該当する場合、落札者に対し損害賠償等を求めることができる。

11 契約書の作成

(1) 契約書は、原則、「政府電子調達システム」で定める手続きに従い、以下のとおり作成しなければならない。

ア 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

イ 契約書において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(2) 紙による契約書の作成の場合は上記11(1)アからウに加え、以下のとおりとする。

ア 契約書案
別添1 契約書(案)のとおりに

イ 契約書の作成方法

(7) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(4) 契約書の用紙は交付する。(別添1の契約書案を使用すること)

(5) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名し、押印した後に本契約が成立したものとする。

12 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

ア 支払方法及び支払場所
銀行振込による届出日本銀行指定金融機関口座

イ 支払時期

四国総合通信局において、契約内容が履行されたことを確認した後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(4) 入札者は、支出負担行為担当官が指定する日時までに仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。

- (5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。
- (7) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(参考)

1 統一資格審査申請受付機関

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

上記アドレスから「各省庁受付部局(窓口)検索」で、お近くの受付窓口をご確認ください。

2 政府電子調達(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/>

上記アドレスから「政府電子調達システム利用開始方法」を参照いただき、電子入札の準備をお願いいたします。

3 政府電子調達(GEPS)に関する問い合わせ。

政府電子調達システムヘルプデスク

お問い合わせ時間：平日 8時30分～18時30分（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

Webから：https://www.geps.go.jp/bizportal/contact_us

入札書

件名：「150MHz帯/400MHz帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討」の請負

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、入札します。また、この入札書は、原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

(総価)

金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

(金額の右詰で記載し、左端は¥で締めること。)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

四国総合通信局長 中澤 忠輝 殿

住所：

商号又は名称：

代表者氏名：

(代理人氏名)

業者コード：

<留意事項>

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 金額の訂正は、認めない。
3. 開札時における再度入札を考慮して入札書は、余分に用意すること。
4. ()内は、代理人が入札するときを使用すること。
5. 用紙の大きさは、A4(縦)とする。
6. 見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

(別記様式2号)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長 中澤 忠輝 殿

住 所
名 称
代表者名

私は（ 受任者氏名 ）を代理人と定め、支出負担行為担当官四国総合通信局長の発注する「150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討」の請負契約に関し、下記の権限を委任します。

また、この委任状は原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

記

《委任事項》

入札及び見積りに関する一切のこと。

〈留意事項〉

1. 作成年月日は、必ず記入のこと。
2. 用紙の大きさは、A4（縦）とする。

支出負担行為担当官
四国総合通信局長 中澤 忠輝 殿

住 所
社 名
代表者名

理 由 書

弊社は、下記の調達案件については、政府電子調達システムを利用せず、紙により手続きを行うこととします。

なお、理由は下記のとおりです。

記

1 調達案件

(1) 調達番号：

(2) 調達件名：

(3) 開札年月日：令和 年 月 日

2 応札手続

(1) 電子入札での応札が出来ない理由

- 政府電子調達システムの推奨環境に適用しないため
- 電子証明書を取得していないため
- その他 ()

(2) 電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況

(3) 政府電子調達システム利用可能目途

3 契約手続

(1) 電子契約が出来ない理由

- 政府電子調達システムの推奨環境に適用しないため
- 電子証明書を取得していないため
- その他 ()

(2) 電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況

(3) 電子契約締結可能目途

【記入例】

(別記様式 3号 理由書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
四国総合通信局長 中澤 忠輝 殿

住 所
社 名
代表者名

理 由 書

弊社は、下記の調達案件については、政府電子調達システムを利用せず、紙により手続きを行うこととします。

なお、理由は下記のとおりです。

記

1 調達案件

- (1) 調達番号：
- (2) 調達件名：
- (3) 開札年月日：令和 年 月 日

2 応札手続

- (1) 電子入札での応札が出来ない理由（複数選択可）
 - 政府電子調達システムの推奨環境に適應しないため
 - 電子証明書を取得していないため
 - その他（)
- (2) 電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況

(記入例)

- ・ソフトウェア（OS）が政府電子調達システムの推奨環境に適應しないが、適應する PC を手配中である。
- ・政府電子調達システム対応認証局に電子証明書の取得手続中である。

- (3) 政府電子調達システム利用可能目途

(記入例)

- ・政府電子調達システムの推奨環境に適應する PC の手配完了次第（令和 年 月）
- ・電子証明書の取得次第（令和 年 月）

3 契約手続

- (1) 電子契約が出来ない理由
 - 政府電子調達システムの推奨環境に適用しないため
 - 電子証明書を取得していないため
 - その他（)
- (2) 電子契約手続の実施に向けた対応状況

(記入例)

- ・ソフトウェア（OS）が政府電子調達システムの推奨環境に適應しないが、適應する PC を手配中である。
- ・政府電子調達システム対応認証局に電子証明書の取得手続中である。

- (3) 電子契約締結可能目途

(記入例)

- ・政府電子調達システムの推奨環境に適應する PC の手配完了次第（令和 年 月）
- ・電子証明書の取得次第（令和 年 月）

令和7年度

請 負 契 約 書

収入印紙
(2部のうち
1部のみ)

請負契約名 「150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの技術的条件に
査検討」の請負

請負金額

												円也
(うち消費税及び地方消費税額												円)

請負金額内訳 (消費税額含む)	
〇〇〇に関する費用 円	
その他経費	円
管理費	円
計	円

なお、請負金額の内訳は上記のとおりとする。

上記契約を履行するにつき、支出負担行為担当官 四国総合通信局長 中澤 忠輝
を甲とし、請負者 を乙として後述の条項により契約す
る。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。
令和 年 月 日

- 甲 愛媛県松山市味酒町2丁目14番4号
支出負担行為担当官
四国総合通信局長 中澤 忠輝 印
- 乙 請負者 住 所
法 人 名
代表者氏名 印

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書等及び入札に際し乙が提出した提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容(以下「仕様書等」という。)に定める請負を納入期限までに完了し、仕様書に定める成果物(以下、「成果物」という。)を甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(納入期限及び納入場所)

第2条 契約(請負)期間、納入期限及び納入場所は、仕様書のとおりとする。

2 乙は前項の条件のとおり成果物を納入することとする。

(契約保証金)

第3条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条に規定する通知を行い、若しくは乙若しくは丙が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知を行い又は、乙若しくは丙が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保するものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(再委託)

第5条 乙は、本契約の全部を第三者(以下「再委託者」という。)に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(代理人の届出)

第6条 乙は、本契約に基づく請負業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合には、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

(仕様書等の疑義)

第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、

甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合には、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。
- 5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(履行完了の届出)

第9条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。

この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出るものとする。

(検査)

第10条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。
- 3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。
なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して14日以内に、乙に検査結果の通知をしないときは、合格したものとみなす。
- 4 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 5 乙は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。
- 6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合において、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権の移転)

第11条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が成果物を受領したときに乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は、乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(経費内訳の調査)

第12条 乙は、この契約の履行に係る要精算経費（その他経費及び管理費以外の経費をいう。以下同じ）について他の経費と区別して、その出納を明らかにするものとする。

- 2 乙は、経費の支出額を用途別に区分して、かつ、その支出内容を証する書類を整理して、請負期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保管するものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、経費の用途についての報告を求め、また実地に調査できるものとする。

(精算書等の提出)

第13条 乙は要精算経費について履行完了等のために要した経費に関する内訳を示した精算書及びその他の証拠書類を、業務完了後速やかに甲に提出するものとする。

(金額の確定)

第14条 甲は、第10条の検査の結果、履行の内容が契約内容に適合すると認めるときは、この金額を確定し、乙に支払われる代金の金額とする。

- 2 要精算経費の確定金額は、履行完了のために乙の要した費用として甲が確定した金額とする。
- 3 管理費の確定金額は、管理費の算出基礎となる経費（要精算経費部分については支出実績額）の合計額に管理費の算出率を乗じて得た額とするが、契約時の請負金額内訳中の管理費額を超えてはならない。

- 4 要精算経費についての確定額の算定は、前条に規定する精算書及びその他の証拠書類によるものとする。この場合、甲がこの契約の金額を確定するために必要があると認めるときは、履行完了に要した乙の経費内容を調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(代金の請求及び支払)

第 15 条 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受領したときは、受領した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第 16 条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

- 3 甲が第 10 条第 1 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(納入期限の猶予)

第 17 条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は、原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

- 2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合には、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日（納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該契約金額に前条第 1 項に定める率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定による遅滞金のほかに、第 23 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

- 4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 23 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

第 3 章 契約の効力等

(履行不能等の通知)

第 18 条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除)

第 19 条 成果物が契約の内容に適合しない場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。

- 2 成果物が契約の内容に適合しない場合（甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、甲は、相当な期間を定め、履行の追完を催告できる。

- 3 甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙が履行の追完をしないで仕様書等に定める時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が第2項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 5 甲が履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第17条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 6 甲が第2項に規定する催告をし、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。
- 7 甲が前項に基づき解除した場合、乙は、甲に対し、第23条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 8 甲は、成果物が契約の内容に適合しないことより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。
- 9 第1項の規定により甲が履行の追完の請求をした場合、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ甲の承認を得ることで甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 10 甲が成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知った日から1年以内に乙に対して通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。
ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 11 第1項の規定に基づく履行の追完については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 12 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された成果物に、なお本条の規定を準用する。
- 13 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第20条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

- 第21条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

- 第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙が納入期限(第17条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかとなるとき。
 - (2) 第10条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。
 - (3) 第19条第6項に該当するとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - (7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(違約金)

第 23 条 乙は、前条第 1 項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の 100 分の 20 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による違約金のほかに、第 17 条第 2 項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第 24 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

(知的財産権)

第 25 条 乙は、成果物の利用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第 26 条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第 5 章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第 27 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 28 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第 29 条 乙は、契約後に下請負人等が第 27 条及び前条の規定に基づく解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにならなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が第 27 条及び前条の規定に基づく解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 30 条 甲は、第 27 条から前条までの規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 27 条から前条までの規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 31 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 6 章 談合等特約条項

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 32 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

- (5) 乙が前各号に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約代金（契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額）の 100 分の 5 に相当する額のほか、契約代金の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

き。

- 3 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合におい

て、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第7章 守秘義務等

(守秘義務)

第33条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する、又は乙が本請負契約の履行に際し知得する一切の情報については、適切に管理し、請負期間中はもとより、本請負の完了、若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
 - (4) 開示を受けた、又は知得した後、甲が秘密でない判断した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (6) 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報(ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。)
- 2 前項の有効期間は、本請負の完了、若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲は、乙と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 3 乙は、本請負の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、原則として、第1項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却し、又は再生不可能な状態に消去、若しくは廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ること。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。
- 4 乙は、履行後であっても第1項により守秘義務を負う情報の漏えいや滅失、毀損等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置等を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、甲から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報の管理体制、管理状況等について、調査することができる。
- 5 第5条に基づき委託業務の一部を第三者に委託又は請負させる場合、乙は当該第三者に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第34条 甲は乙に対し、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するとともに、乙の管理体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について書面で確認しなければならない。

- 2 乙は個人情報の開示を受けた場合、この契約の目的の範囲内において使用するものとし、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。
- (1) 個人情報を入力、閲覧及び出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。
 - (2) 請負業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
 - (3) 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとし、この契約の目的の範囲内において、甲の承認を受けて複製することができるものとする。
 - (4) 個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認するものとする。
 - (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。
 - (6) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、請負業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。
- 3 甲は、開示した個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、その職員に原則として実地検査により確認する。
- 4 第5条に基づき請負業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は再委託者に対し、第2項に定

める措置を遵守させるものとし、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて、または甲自ら第前項の措置を実施することとする。再委託者が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 5 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

第8章 雑則

(調査)

第35条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲が指定する者に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項及び第33条第4項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第36条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第37条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第38条 甲及び乙は、本請負を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの
第33条第1項から第2項及び第4項から第5項までに規定する事項
- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第33条第1項及び第3項から第5項までに規定する事項

〇〇〇に係る精算書

(業者名) 所在地
 会社名
 代表者役職及び氏名

		実施計画額	実績額	差引額
1	〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇 円	〇〇〇,〇〇〇円
2	〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円
3	〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円
4	〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円
5	〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円
合計		〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円	〇,〇〇〇,〇〇〇円

本件責任者及び担当者氏名及び連絡先：

(本件責任者役職・氏名)

(T E L)

(メールアドレス)

(本件担当者役職・氏名)

(T E L)

(メールアドレス)

※表中の実施計画額は、要精算経費の上限額。

※その他経費及び管理費については記載しないこと。

※業務完了後、証拠書類と共に速やかに提出すること。

仕 様 書

1 件名

150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討

2 目的

四国総合通信局が令和 5 年度に実施した「中山間地域に有効な 400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの導入に係る調査検討」（以下「令和 5 年度調査検討」という。）では、中山間地域に点在する圃場のデータを効率的に収集するための手段として、400MHz 帯に狭帯域 LoRa システムを免許局として導入することを視野に、無線システムの試作・実証を行い、400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件をとりまとめたが、当該調査検討後も、特に通信コストを要しないかつ安価な自営系通信システムへの期待から、瀬戸内海沿岸地域での造船業における在庫管理や船舶衝突防止ソリューションへの活用、中山間地域における林業への活用、山間部の集落地域等における見守りソリューションへの活用等、様々な用途が見込まれる。

また、特に中山間地域での利用においては、400MHz よりも伝搬特性に優れた 150MHz 帯の利用可能性についての期待がある。

そこで、上記のような様々な用途を見据え、150MHz 帯及び 400MHz 帯の利用について令和 5 年度に実施した調査検討結果の諸条件の見直しや中山間地域以外への適用エリアの拡大に対する検討を行い、150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件（案）を検討する。

3 調査検討事項等

(1) 調査検討会の運営

(2) 150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件案・報告書案のとりまとめ

(3) 150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの利用用途にあわせた諸元・運用条件等の検討

(4) 他の無線システムとの共用検討

(5) 150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの試作

(6) 実証試験

4 実施方法

(1) 調査検討会の運営

本調査検討を効果的に実施するため、学識経験者、150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの開発/販売を行うことが見込まれるメーカーやサービス提供者、実際に利用が想定される者、共用検討の相手方となる当該周波数帯における既存無線システムを取り扱う通信機器製造者等から、10 名程度を構成員とする調査検討会を設置し、開催に係る日程調整、使用する資料作成、構成員への照会、議事録の作成等を含めたすべての運営を行うこと。なお、調査検討会の構成員については、事前に主管課と相談の上で決定すること。

調査検討会は 3 回程度、オンライン又は対面形式にて開催し、少なくとも 1 回は対面開催として開催地は事前に主管課と相談の上で決定すること。構成員に対しては請負者の規定又は国の基準等に従い旅費及び謝金を支払うこと。

(2) 150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件案・報告書案のとりまとめ

150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件案・報告書案をとりまとめること。測定したデータ等については、第三者が利用・検証可能な状態に整理し、報告書に沿って提出すること。技術的条件案等の諸元は、令和 5 年度調査検討報告書（※）と同等以上の諸元について検討を行うこと。

（※）「中山間地域に有効な 400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの導入に係る調査検討」報告書
https://www.soumu.go.jp/main_content/000942362.pdf

(3) 150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの利用用途にあわせた諸元・運用条件等の

検討

(2)の技術的条件案の検討にあたっては、150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの利用用途について利用が想定される者へのヒアリング調査等を行った上で、具体的な利用用途を整理し、それぞれの利用用途に応じた諸元や運用条件等を検討すること。検討にあたっては、以下の検討を必須とする。

ア 利用範囲の拡大検討

令和5年度調査検討に加えて、沿岸地域（沿岸における海上伝搬も考慮すること。以下同じ）及び中山間地域（山間部の集落地域も考慮すること。以下同じ）での利用検討を必須とし、陸上から海上までシームレスに利用可能な技術的条件案を検討すること。

イ 150MHzと400MHzの効果的な利用手法の検討

活用する周波数帯は、令和5年度調査検討で使用した400MHz帯狭帯域LoRa通信システムに加えて150MHz帯狭帯域LoRa通信システムの活用検討を必須とし、利用用途や利用場所によって効果的な利用方法を検討すること。

ウ 令和5年度調査検討の技術的条件案の見直し

400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの検討については、送信データ量の増加を見込んだ占有周波数帯幅の見直し等、令和5年度調査検討の技術的条件の諸元を見直すこと。150MHz帯狭帯域LoRa通信システムの検討については、選定した周波数帯における既存の技術的条件をもとに、400MHz帯狭帯域LoRa通信システムでの検討状況と整合を図りながら技術的条件案を策定すること。

エ 収容局数を確保できる周波数共有手法の検討

アからウを踏まえて想定される必要な収容局数等を決定し、900MHz帯特定小電力のLDC（Low Duty Cycle）方式のように、キャリアセンスを無くし、送信時間制限や送信時間総和制限など簡易な手法の周波数共有機能を検討すること。

(4) 他の無線システムとの共用検討

ア 150MHz/400MHz帯における他の無線システムの諸元等調査

150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの利用が想定される周波数帯における割当て状況（無線局データベース）、周波数割当表、過去の情報通信審議会の委員会報告等を調査し、150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの導入にあたって共用検討が必要となる既存の無線システム（同一チャンネル及び隣接チャンネルについて検討すること）を選定し、その諸元（次項に示す共用検討に必要な諸元等とする。）を調査しとりまとめること。

イ 共用検討（机上検討）

自由空間伝搬損失にて、150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムとアで調査した既存の無線システムとの共用検討を実施し、150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムを導入するために必要な共用条件案をとりまとめること。その際、(3)において検討した条件に従って与干渉及び被干渉の机上検討・シミュレーション評価を実施して所要改善量と必要離隔距離を算出して、150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの共用条件案をとりまとめること。

ウ 提案システムの周波数選定

ア及びイの検討結果を踏まえて、(6)に示す実証試験を実施するために、最適な地域割当可能な周波数を選定すること。周波数の選定にあたっては主管課と協議しながら検討すること。

(5) 150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの試作

(2)から(4)までの検討結果を踏まえた150MHz帯/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの試作を行うこと。特に(3)アからエにおいて検討した機能を実装すること。試作システムの構成・局数は、(6)に示す実証試験を実施するために必要な構成を満足すること。

(6) 実証試験

(2)から(5)までにおいて実施した結果を確認・分析・評価するため、以下のとおり屋内実証及び屋外実証を実施すること。なお、効率的かつ効果的な実証試験を実施するために、適

切な実施体制及び試験環境を構築すること。実証を行うために必要な無線局免許の取得、無線局免許の取得に必要な無線機特性の測定・書類作成・申請、実証場所及びその使用交渉、測定に必要な測定機器類（データ取得に必要なログ取得用ソフトウェアの製作を含む）・共用検討に使用する既存無線システム・その他実証に必要となる資材の調達等は請負者にて対応すること。

ア 屋内実証

屋内の実証については、実験室内（ケーブル接続、減衰器等を利用）にて、以下を実施すること。

(ア) (5)において試作した試作システムの電波伝搬特性を測定し、設計どおりの性能を有することを確認すること。なお、測定に際しては(3)において検討した運用条件に対応する条件で受信感度及び伝送速度を計測すること。このほか、技術的条件案のとりまとめに必要な諸元等についても測定を行うこと。

(イ) 150MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムについては、(5)において試作した試作システムと(4)において共用検討を実施した既存無線システムの実機を用意して実際の被干渉及び与干渉について測定して(4)においてとりまとめた共用条件の案に対する確認・分析・評価を実施し、(1)において設置する調査検討会委員の合意が得られる共用条件をとりまとめること。400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムについては、令和 5 年度調査検討結果を活用することで足りる場合には、必ずしも屋内実証を必要としない。

イ 屋外実証

試作システムにて、四国管内において実際に電波を発射し、以下の実証を実施すること。実証期間内に調査検討員の構成員や展開先として想定される者等を対象として実証視察会を開催すること。視察会の実施内容、開催日時等の詳細は主管課と協議しながら検討すること。

(ア) 試作システムを使用して(3)においてとりまとめたそれぞれの利用用途に応じた諸元や運用条件等に対応して、次に示す 3 つの条件での実証を実施し、(2)の技術的条件案に対する確認・分析・評価を実施すること。

a 技術的条件案の検討にあたって理想的な伝搬状況を検討するために、山頂等の高所から送信し、平野、市街地、海上、山間地における伝搬状況を調査し、技術的条件案に必要な各種の諸元を測定すること。

b 中山間地域での実利用を想定して、令和 5 年度調査検討と同様に中山間地域の低所から送信し、山を越えた先の低所における伝搬状況を調査し、技術的条件案に必要な各種の諸元を測定すること。

c 沿岸部における実利用を想定して、実際にアンテナの設置が見込まれる比較的低所となる施設の屋上等から送信し、沿岸部、対岸、船上等での伝搬状況を調査し、技術的条件案に必要な各種の諸元を測定すること。

(イ) 429MHz 帯特定小電力システム及び 900MHz 帯特定小電力システムも用いて実証を行い、試作システムとの比較検証を実施すること。

(ウ) 150MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システム及び 400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムそれぞれ、利用用途を想定した条件にて 2 週間程度運用してデータを取得し、調査検討終了後の実運用に向けた検討を行うこと。

(エ) LoRa 通信システムの利用にあたっては、都市雑音が大きく影響を受けることが想定されることから、屋外の実証試験時には、都市雑音の計測と分析もあわせて行うこと。

5 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで。

6 納入成果物等

(1) 納入成果物

ア 次の納入成果物を主管課に納入すること。

(ア) 報告書

報告書は、日本語にデータ、写真、表、資料、図等を付加してとりまとめ、日本産業規格 A 列 4 判（以下「A4 判」という。誤差 1 ミリメートル以内）の用紙に、原色 5 色以上を用いたカラー印刷及び簡易製本により、20 部作成すること。

また、報告書を要約した概要版（A4 判）を、カラー印刷及び簡易印刷により、20 部作成すること。

(イ) 報告書の内容を記録した電子媒体

報告書、報告書概要版、調査検討の過程で入手した関係資料及び測定データ等の電子ファイルを、電磁的記録媒体（USB メモリ、CD-R 又は DVD-R）に記録（ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel 及び Microsoft PowerPoint とし、報告書及び報告書概要については追加で総務省四国総合通信局のホームページに掲載するためのアクセシビリティに適合した Adobe PDF 形式のものも納入すること。）し、2 式提出すること。

(2) 納入場所

主管課

(3) 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

7 主管課及び契約課

(1) 主管課

四国総合通信局 無線通信部 電波利用企画課（情報通信部 情報通信振興課内）

電話番号：089-936-5061

(2) 契約課

四国総合通信局 総務部 財務室 資材係

電話番号：089-936-5026

8 知的財産権等

(1) 請負者は、本契約に関して総務省が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承認を得ること。

(2) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含めて本仕様書の指示したものについては全ての著作権及び本契約履行過程で生じたノウハウ（営業秘密）は総務省に帰属し、総務省が独占的に使用するものとする。ただし、請負者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権又はノウハウ（営業秘密）を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、総務省と別途協議するものとする。なお、請負者は総務省に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする。

(3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、総務省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きは請負者が行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に主管課の承認を得ることとし、総務省は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら総務省の責めに帰する場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、総務省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力処置を講じるものとする。

9 業務等の実施体制

(1) 業務従事者の適格性の確保等

- ア 請負者は、契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）として、本件業務を実施するに当たって必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。
- イ 業務従事者は、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）を有すること。

(2) 情報保全の履行体制

- ア 請負者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等した情報であつて、主管課が保護を要しないと確認したものを除く。）その他の非公知の情報（主管課から提供した情報を含む。以下「保護すべき情報等」という。）について、適切に管理するものとする。
- イ 保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく主管課に通知するものとする。
 - (ア) 主管課が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱う履行体制
 - (イ) 主管課の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせない履行体制
 - (ウ) 主管課が許可した場合を除き、請負者に係る親会社や請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の請負者以外の者に対して伝達又は漏えいさせない履行体制
- ウ 保護すべき情報等について、情報システム等を使用した処理を行う場合には、契約の履行中において不正なアクセスが行われていないかを確認するために、監査証跡を取得すること。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について主管課へ報告すること。不正なアクセス又はそのおそれが確認された場合には、遅くとも 1 時間以内に主管課に報告し、その指示に従うこと。
- エ 契約の履行中、履行後を問わず情報の漏洩等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置等を講ずるとともに、主管課に報告すること。また、主管課から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、総務省による調査が行われる場合は、これに協力すること。
- オ 調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を主管課が認める場合には、主管課の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を取ること。
- カ 契約の相手方は、本調達に係る業務の実施のために取得し、処理する保護すべき情報を、全て国内法が適用される場所に保存すること。

10 秘密の保持等

請負者は、本件契約に関して、全ての作業における情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）の取扱いについては、9（2）及び 11 の事項を遵守することとし、本契約の目的以外にかなる場合も使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。なお、本件作業の一部を第三者に請負させ、若しくは委託する場合も同様とし、請負者の責任において当該第三者の遵守を徹底すること。また、当該情報を本契約以外の目的に使用または第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承諾を得ること。

11 情報セキュリティ

10 に記す秘密情報及び個人情報の管理等について、以下の対応を行うこととし、契約後速やかに主管課と事前に協議を行い、承認を得ること。

- (1) 9(2)に記すセキュリティを確保する体制を整備し、本調達に係る業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示すること。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持すること。なお、セキュリティを確保する体制には、情報セキュリティが侵害された場合及びそのおそれがある場合に備え、当該業務の遂行する担当者以外に、証跡の取得・分析が可能な専門部署を含める体制とすること。
- (2) 秘密情報の管理手段が記載された文書を作成すること。

- (3) 9 (2) に記すセキュリティ体制が履行されていること。
- (4) 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあった場合の対処体制を整備すること。
- (5) 上記(4)の事案が発生した場合は、直ちにその旨を主管課に報告し、速やかに応急措置を講じるとともに、その対応について主管課に従うこと。

12 第三者への再請負等

請負者は、本件請負に係る契約の履行に当たり、本契約の全部を一括して第三者に請負させ、若しくは委託する（更に請負させる場合、若しくは委託する場合等を含む。以下「再請負等」という。）ことはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再請負等する場合は、請負者はあらかじめ当該第三者の住所、氏名、再請負等する業務の範囲、その必要性と契約金額について記載した書面を主管課に提出し、所要の手続を経て承認を受けなければならないこととする。

請負者は、主管課から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、当該第三者が更に再請負等する場合についても、同様に主管課から承認を受けなければならないこととする。

ただし、次の場合は再請負等の承認を省略することができる。

- (1) 再請負等の金額が 50 万円を超えない場合
- (2) 契約の主体部分でなく、再請負等することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再請負等で、契約金額の 5 分の 1 を超えない場合
 - ア 翻訳、通訳、速記及び外注印刷等の類
 - イ 調査検討報告書等の外注印刷等の類
 - ウ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - エ 調査検討に必要なデータや各種情報収集の類
 - オ パソコン、複写機、事務機器等のレンタルの類
 - カ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

13 その他

- (1) 本調査検討の契約後、詳細については、主管課の指示によることとし、請負者は主管課と密な調整を行いつつ調査検討を実施すること。また、2 週間以内に調査検討に関する具体的な実施方針・内容・スケジュール等を主管課に提示し、了解を得ること。
- (2) 本調査検討の履行に際しては、関係法令を遵守し、請負者側において必要な措置を講ずること。
- (3) 本調査検討の実施にあたり、総務省との関係について言及した上で照会・訪問等を実施する場合は、必ず、事前に主管課の承認を得ること。
- (4) 本調査検討の実施にあたり第三者との調整が必要となった場合は、請負者側の責任において行うこと。
- (5) 本調査検討の実施にあたり第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償を行うこと。
- (6) 調査検討にあたり請負者に生じる旅費及び謝金については、請負業務完了後、実際に要した金額を精算するものとする。
- (7) 本仕様書の内容及び解釈等について疑義がある場合、その他特に必要がある場合は、事前に主管課と協議し、決定、解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、主管課の確認を受けること。
- (8) 本契約履行後、本請負内容について主管課より問合せがあった場合には、誠実に対応すること。

「150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討」 提案書作成要領

本調査検討においては、総合評価落札方式による請負先の適切な選択に資することを目的として、応札者に対して以下に規定する要領で作成した提案書の提出を求めるものである。応札を希望する者は、本提案書作成要領に基づき提案書を作成し、提出しなければならない。

1 主旨

提案書は、「150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討」の仕様書に定める内容に関して、応札者から提案を求めるものである。

2 様式等

(1) 様式

ア 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。

イ A4 判の用紙に、横書きで記載すること。

ウ 提案書は 4 部提出すること。

エ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、各種認定等（えるぼし認定企業、くるみん企業、プラチナくるみん企業、ユースエール企業等）を受けている場合は各種認定通知書の写しを、女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定している場合は一般事業主行動計画策定届等（受領印の押印があるものに限る。）の写しを、それぞれ添付すること。

オ 民間による費用負担を予定している場合は、別紙 1「民間の費用負担に関する申告書」により提出すること。

カ 賃上げの実施を表明した企業等として、評価基準に定める要件に合致する賃金引き上げ計画を従業員に対して表明し、加点を希望する場合は、別紙 2「従業員への賃金引き上げ計画の表明書（大企業用）」又は別紙 3「従業員への賃金引き上げ計画の表明書（中小企業等用）」を提出すること。なお、当該表明書を提出する場合は、以下の点について留意すること。

(ア) 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当課室（四国総合通信局 総務部 財務室 資材係）に提出すること。なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。

(イ) 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当課室に提出すること。

(ウ) 表明書を提出し、加点を受けたにも関わらず、表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記 2(1)カ(ア)又は(イ)の確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点の減点を行う。

(エ) 上記 2(1)カ(ウ)の減点措置については、減点措置開始日から 1 年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行う。また、減点措置開始日については、減点措置開始時に当該事由を確認した府省庁の契約担当課から別途連絡する。

(2) 留意事項

ア 提案書を評価する者（総務省四国総合通信局無線通信部電波利用企画課（以下、「主管課」という））が特段の専門知識を有することなく、提案書の評価が可能ないように提案書を作成すること。

イ 上記 2(2)アに不備があると主管課が判断した場合、提案書を評価しない場合がある。

3 記述項目

提案書の記述項目は以下のとおり。

(1) 提案内容

仕様書に記載する調査内容等について具体的に記述すること。また、提案内容に関する提案理由、特長、技術等の具体的な説明を必要とする場合は、必要に応じて説明資料を添付すること。

(2) 調査研究に関連する知識・能力及び経験・実績等

ア 本調査検討の実施に必要な調査検討等の実績もしくは能力について具体的に記載するとともに、必要に応じて説明資料を添付すること。

イ 本調査検討に関連する規格化や標準化に関する調査や技術検討等の実績について具体的に記載するとともに、必要に応じて説明資料を添付すること。

ウ 無線局の開局・運用や電波発射に伴う必要な知識・経験・実績等について具体的に記載するとともに、必要に応じて資料を添付すること。

(3) 実施体制・スケジュール

ア 実施体制

本調査検討の実施体制について、従事する責任者名及び担当者名を明記するとともに、従事する者が本調査検討内容に関連する知識・経験を有していることを示すこと。

イ スケジュール

本調査検討の実施に関して、実現可能かつ具体的なスケジュールを示すこと。

(4) その他

独自の調査・分析を行う視点や手法、過去の同様の調査の経験等、調査研究を実施するに当たってのアピールポイント等があれば、必要に応じて説明資料を添付すること。

民間の費用負担に関する申告書

{請負事業者名}

{代表者氏名}

「〇〇〇〇の技術試験事務の請負」民間の費用負担に関する申告書

標記について、以下の費用の負担が発生する見込みです。

概要

〇〇〇の技術試験事務に必要な経費 〇〇百万円

経費内訳

物品費 〇〇百万円

人件費・謝金 〇〇百万円

旅費 〇〇百万円

その他 〇〇百万円

従業員への賃金引上げ計画の表明書 (大企業用)

当社は、(年度【令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度】 / 年【暦年】)^{※1}において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を(対前年度 / 対前年)^{※2}増加率 % 以上^{※3}とすること
を表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社
(住所を記載)
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和 年 月 日に、 という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社
従業員代表 氏名 印
給与又は経理担当者 氏名 印

(留意事項)

- ※1 「年度【令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度】」又は「年【暦年】」のいずれかを記載してください。
- ※2 「対前年度」又は「対前年」のいずれかを記載してください。
また、事業年度を対象に給与等受給者一人あたりの平均受給額の増加率を表明する場合は、「対前年度」と記載し、暦年を対象に給与等受給者一人あたりの平均受給額の増加率を表明する場合は、「対前年」と記載してください。
- ※3 加点を受けるには、評価基準表に定める率以上の給与等受給者一人あたりの平均受給額の増加について、表明する必要があります。
- ※4 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
- ※5 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
- ※6 表明書を提出し、加点を受けたにも関わらず、表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は※4 又は※5 の確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点を減点するものとします。
- ※7 ※6 による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した府省庁の契約担当課から適宜の方法で通知するものとします。

従業員への賃金引上げ計画の表明書 (中小企業等用)

当社は、(年度【令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度】 / 年【暦年】)※¹において、給与総額を(対前年度/対前年)※²増加率 %以上※³とすることを表明いたします。
従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
株式会社
(住所を記載)
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、令和 年 月 日に、 という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社
従業員代表 氏名 印
給与又は経理担当者 氏名 印

(留意事項)

- ※1 「年度【令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度】」又は「年【暦年】」のいずれかを記載してください。
- ※2 「対前年度」又は「対前年」のいずれかを記載してください。
また、事業年度を対象に給与総額の増加率を表明する場合は、「対前年度」と記載し、暦年を対象に給与総額の増加率を表明する場合は、「対前年」と記載してください。
- ※3 加点を受けるには、評価基準表に定める率以上の給与総額の増加について、表明する必要があります。
- ※4 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
- ※5 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
- ※6 表明書を提出し、加点を受けたにも関わらず、表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は※4 又は※5 の確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点を減点するものとします。
- ※7 ※6 による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなります。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した府省庁の契約担当課から適宜の方法で通知するものとします。

「150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討」 総合評価基準

本総合評価基準は、「150MHz 帯/400MHz 帯狭帯域 LoRa 通信システムの技術的条件に関する調査検討」の仕様書に基づいて定めたものであり、評価の方法及び配点方式は次のとおりである。

1 入札価格の評価

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

入札価格点 = 価格点の配点 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

2 技術等の評価方法

(1) 必須の要求要件の確認

提出された提案書は、記述された内容が仕様書及び提案書作成要領に定める要件を満たしている場合、「合格」とし、総合評価基準に基づく評価を行う。

なお、各要求要件の確認にあたっては、文書による意思表示だけにとどまり、根拠・実現方法等が不明瞭であるものは「不合格」とする場合がある。

(2) 評価方法

ア 上記 2(1)によって「合格」した提案書について、技術的観点等から評価を加えて「得点」を与えるものとする。

イ 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求条件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、さらに、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す点数の範囲内で得点を与える。

ウ 「評価の観点」の各項目について、根拠が具体的であり、優秀な提案であると判断できる場合や高度な追加提案があった場合には、これを高く評価する。

エ なお、応札者が 1 者の場合には、全ての項目について評価基準の「標準」の得点を与える。

3 得点配分

区 分	価格点	技術点	合計
配 点	50 点	100 点	150 点

4 加点項目の評価基準（相対評価）

評価基準	項目別得点	
	10 点	5 点
相対的に優れている	10 点	5 点
相対的にやや優れている	8 点	4 点
標準である	6 点	3 点
相対的にやや劣っている	4 点	2 点
相対的に劣っている	2 点	1 点
追加の提案がない	0 点	0 点

5 評定者（3 人）

無線通信部 部長

情報通信部 情報通信振興課 課長

情報通信部 情報通信振興課 上席企画監理官

＜総合評価基準表＞

○提案書の評価の観点

分類	評価項目	評価基準	配点	
1. 調査内容及び実施方針等			50	
◎	★調査内容の妥当性、独創性	●仕様書記載の調査内容についてすべて提案されているか。	5	
		●偏った内容の調査になっていないか。	5	
		■仕様書に示した内容以外に150MHz/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの実現に向けて有効な独自の提案がなされているか。	10	
◎	★調査方法の妥当性、独創性	●課題の抽出・分析方法は妥当なものであるか。	5	
		●調査項目・調査手法が明確であるか。	5	
		■調査方法、分析手法に調査成果を高めるために工夫が見られるか。特に、地域のニーズを150MHz/400MHz帯狭帯域LoRa通信システムの諸元・運用条件等に反映させる手法や共用検討及び実証試験の手法が、妥当かつ実現可能性の高いものとなっているか。	10	
◎	★作業計画の妥当性、効率性	●手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	5	
		■調査業務の達成のために、民間の費用負担を含め、日程、作業手順等が効率的であるか。	5	
2. 組織の経験・能力			30	
	★類似調査業務の経験 ※	●過去3年以内に同様の調査（無線通信の周波数共用に係る調査研究業務）を最低1回は実施しているか（官庁との調達に限定しない）。	5	
		■過去に同様の調査（無線通信の周波数共用に係る調査研究業務）を豊富に実施しているか（官庁との調達に限定しない）。	5	
	★組織としての調査実施能力	●調査業務が遂行可能な体制、人員の確保がなされているか。	5	
		■管理者が経験や知見を有しているとともに、円滑な調査遂行のための人員補助体制が組み込まれているか。	5	
	ライフ・ワーク・バランス等の推進に関する指標	■女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）、次世代育成支援法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）又は青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けている場合、加点を行う。	5	5
	賃上げの実施を表明した企業等	■以下のいずれかの要件に合致する場合、加点(5点)を行う。 ・事業年度（令和5年度）において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ・令和5年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】 ・事業年度（令和5年度）において、対前年度比で「給与総額」を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】 ・令和5年において、対前年比で「給与総額」を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	5	5
3. 調査従事者の経験・能力			20	
	類似調査業務の経験 ※	■過去に同様の調査（無線通信の周波数共用に係る調査研究業務）を実施しているか	5	
		■過去に専門家、学識経験者を集めた委員会を運営した経験があるか	5	
	★調査内容に関する専門知識・適格性	●調査内容に関する十分な知識・知見を有しているか	5	
		■調査を遂行する上で、地域のニーズ把握や実証地域の選定、システムの試作の際の技術的課題の解決等に有効となる人的ネットワーク等を有しているか。	5	
		● 基礎点	40	100
		■ 加点	60	

注)1 評価項目のうち「★」を付した項目は必須項目であり、評価基準のうち「●」の基準を満たすと基礎点が付与され、「■」は加点対象となる要件であり、総合評価基準の「加点項目の評価基準」にしたがって加点する。

注)2 分類のうち「◎」を付した項目は価格と同等に評価できない項目である。

注)3 「ワークライフバランス等の推進に係る認定状況」については、以下の配点とする。

(1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）

プラチナえるぼし(※2)：5点、えるぼし3段目(※3)：4点、

えるぼし2段目(※3)：3点、えるぼし1段目(※3)：2点、行動計画(※4)：1点

(2) 次世代育成支援法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定）

プラチナくるみん：4点、くるみん（新基準※5）：3点、

くるみん（旧基準※6）：2点

(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

エースユール認定：4点

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。

※6 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。

※7 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。